

事務連絡
平成22年8月23日

UI ゼンセン同盟日本介護クラフトユニオン 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

福祉・介護人材の処遇改善事業助成金の周知について

日頃より、障害福祉制度の円滑な実施にご協力いただきありがとうございます。

さて、本助成金は、福祉・介護職員について他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、平成21年度補正予算において緊急的・特例的に創設されたものであり、福祉・介護職員の賃金が確実に引き上げられるよう担保していくことが重要となります。

本助成金につきましては、

- 賃金改善の実施期間及び方法等並びに賃金改善以外の処遇改善の内容について、事業者の職員に対して周知すること。
- 福祉・介護職員の賃金改善に要する費用以外の費用に充ててはならないこと。とされています。

これらの遵守状況等、事業所における本助成金の取扱いについて疑義のある場合には、所属する障害福祉サービス事業所等に確認する、都道府県障害福祉担当に相談する等の対応を行うよう、貴組合員に周知いただきたくお願いいたします。

また、平成22年10月より新たにキャリアパス要件を追加しており、福祉・介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備し、その旨をすべての福祉・介護職員に周知することとしています（小規模事業者は除く）。介護保険制度における介護職員に対するキャリアパスモデルについて、厚生労働省HP（<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/10/tp1023-1.html>）にて公開しているところですので、障害福祉サービス事業所等においても、ご参考としていただきますようお願いいたします。

なお、同日付けで別添のとおり、各都道府県障害福祉担当課（室）にも事務連絡を発出しておりますのでお知らせします。